

会計年度任用職員（教育指導課 部活動指導員）登録案内

1 会計年度任用職員について

会計年度任用職員とは1会計年度（各年4月1日から翌年3月31日まで）内の任期を定めて任用される一般職の非常勤職員です。

採用されてから1か月間の条件付き採用期間があり、その間の能力実証の結果が良好である場合、本採用となります（採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで条件付き採用期間を延長します）。

また任期終了後、下記の条件をすべて満たした場合に限り、同一の職務内容と認められる職への公募によらない選考（勤務成績を資料とした選考）を受けることができます。ただし、次年度の任用に関して、予算化されない等のときには前述の選考がされない場合があります。

＜公募によらない選考による再度の任用の条件＞

- ・人事評価の特別評定の結果が「適」または定期評定の結果が「A以上」であること。
- ・欠勤等の日数及び回数が任期中の所定の勤務日数又は勤務時間の2分の1に達していないこと（欠勤等の日数の換算方法等は、「西東京市会計年度任用職員の任用等に関する規則」参照）。
- ・前年度及び当年度において懲戒処分を受けていないこと。

2 登録について

会計年度任用職員の登録は、年間を通して随時受け付けています。登録期間は、「登録日（年度をまたぐ場合は4月1日）」から別添「登録申込書」の勤務条件欄に記載いただく「勤務開始可能日の属する年度の末日（3月31日）」までです。

（例1）勤務開始可能日：令和7年4月1日

→登録期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

（例2）勤務開始可能日：令和7年6月1日

→登録期間：登録日から令和8年3月31日まで

（例3）勤務開始可能日：令和8年2月1日

→登録期間：登録日から令和8年3月31日まで

※次年度の勤務を希望される場合は、登録受付を開始しましたら市報及び市ホームページにてお知らせしますので、ご確認ください。

市所定の履歴書（顔写真を貼付の上、必要事項を記入してください。）及び登録申込書を西東京市教育部教育指導課（田無第二庁舎3階）へ持参又は郵送してください。

提出した書類は一切お返しできませんので、あらかじめご了承ください。

登録申込書にて、あらかじめ希望する勤務条件を登録していただき、欠員が生じた場合に条件の合う方にご連絡をし、面接させていただきます。面接に合格された方は、採用の有無に関わらず、勤務開始可能日の属する年度の末日まで採用候補者名簿に登録されます。

ご希望の条件に合う求人がない等の理由で、登録期間中に連絡を差し上げない場合があります。

就職先が決まった等の理由で、登録を取り消したい場合は、担当までご連絡ください。

3 欠格条項（次のいずれかに該当する方は登録できません）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 西東京市において懲戒免職の処分を受け、その日から2年を経過しない人

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 主な勤務条件等

次の勤務条件等は主なものであり、実際の勤務と異なる場合があります。面接試験のご案内の際に、業務内容、勤務日、勤務時間等を詳しくご説明します。

※報酬額は現時点のものです。今後、改定される場合もあります。

職名	部活動指導員
業務内容	中学校部活動に関する業務（学校教育法施行規則 78 条の 2 に規定） ・技術的指導、安全・障害予防に関する知識・技能の指導、学校外での活動（大会・練習試合等）の引率、用具・施設の点検・管理、部活動の運営管理、保護者等への連絡、年間・月間指導計画の作成、生徒指導に係る対応、事故が発生した場合の現場対応 等
時間単価	1,600 円
勤務場所	西東京市立中学校
勤務日数及び勤務時間	原則 1 日 2 時間（休日及び祝日の場合は 1 日 3 時間）を限度とし、週 3 日程度【予算の範囲以内、部活動・学校により異なる】

5 類似業務：地域教育協力者事業 職名：部活動外部指導者

主な業務：学校管理職及び顧問の下、技術的指導、安全・障害予防に関する知識・技能の指導、用具・施設の点検・管理、部活動の運営管理 等

【部活動指導員との相違】

原則、部活動指導員は 1 人で部活動を管理運営します。

一方、部活動外部指導者は、顧問となる教諭の管理の下、顧問と一緒に部活動を管理運営することになります。

部活動外部指導者に対しては、時間単価の報酬ではなく、謝金として 1 回 2,250 円を支払うこととなります。

6 F A Q

NO	質問	回答
1	通勤手当は出ますか	部活動指導員は、通勤の実情に応じ、通勤手当に相当する額を、報酬として支給します（支給要件等あり）が、部活動外部指導者は支給されません。
2	引率時の交通費は出ますか	常勤職員の例により、出張した際の旅費を支給します。
3	部活動指導員と部活動外部指導者の両方をすることはできますか	できます。
4	年間の勤務時間は何時間位ですか	学校、部活動により異なります。 令和 6 年度年間通して勤務した部活動指導員の平均年間勤務時間はおよそ 262 時間です。

5	報酬は本人以外の口座で受け取ることができますか	報酬を受取る口座は、必ず本人の個人口座となります。
6	顧問立会いのもと、部活動指導を行った場合、部活動指導員として時間単価の報酬が支給されるのか、それとも部活動外部指導者としての謝金の取扱いとなるのか、どちらですか	顧問が立会う場合は、部活動外部指導者の取扱いとなるため、謝金（1回 2,250 円）となります。 ただし、引率等、あらかじめ部活動指導員として勤務するよう顧問等から指示があった場合は部活動指導員としての報酬を支給します。

7 提出・お問合せ先

提出先：〒188-8666 東京都西東京市南町 5-6-13 田無第二庁舎 3 階

担当部署：西東京市教育部教育指導課指導係

電話：042-420-2827（直通）